

◆新型コロナウイルス感染症対策のための登校判断について

以下の症状等がある場合には、登校を控えていただくとともに、学校へ連絡をいただきますようお願いいたします。

なお、この場合は、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条の規定に基づく出席停止とし、欠席扱いになりません。

症 状 等		期 間
本人が感染した場合		治癒するまでの間（医師の判断による）
本人に発熱等の風邪症状がある場合		症状が改善されるまでの間
本人が濃厚接触者に特定された場合		保健所から指示された期間
本人が P C R 等の検査を受ける場合（接触者に特定された場合を含む）		P C R 等の検査の結果「陰性」が判明するまでの間
同居者に発熱等の風邪症状がある場合（当地域が感染警戒レベル 4 以上に指定された場合）		症状が改善されるまでの間
同居者が P C R 等の検査を受ける場合（※）	濃厚接触者に特定された場合	P C R 等の検査の結果「陰性」が判明するまでの間
	保健所の要請による場合（接触者に特定された場合を含む）	
	上記以外の場合は、登校可能です。	

※ 同居者が P C R 等の検査を受ける場合とは、上の表に記載した場合であって、会社等において、職業上、定期あるいは逐次検査を行う場合は、これには当たらず、登校可能です。

上記のほか、感染の心配等がある場合には、学校へご相談ください。

また、感染者やその家族、医療従事者等への差別や偏見、SNS などへの根拠のない不確かな書き込みは絶対にしないよう、改めてお願いいたします。